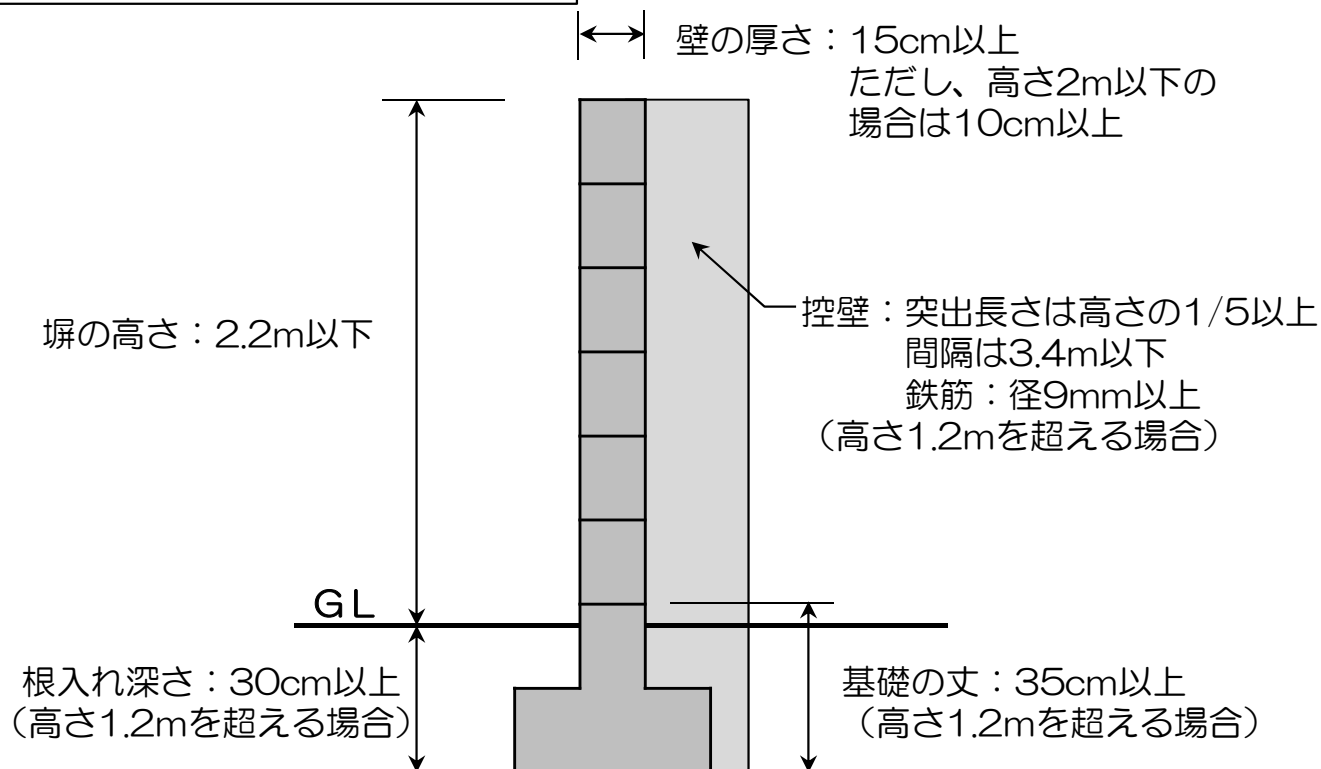


大阪府北部を震源とする地震に関する建築物等の被害状況と今後の取組みについて (参考資料)

建築基準法における塀に関する基準

補強コンクリートブロック造の塀
(令第62条の8)



- 壁頂及び基礎の横筋：径9mm以上
壁の端部及び隅角部の縦筋：径9mm以上
壁内の縦横筋：径9mm以上間隔80cm以下
- 縦筋は壁頂及び基礎の横筋にかぎ掛けして定着
(鉄筋径の40倍以上基礎に定着させる場合を除く)
 - 横筋はこれらの縦筋にかぎ掛けして定着

※ 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。

※ このほか、令第62条の6において、目地及び空洞部におけるモルタルの充填や縦筋の接合方法に関する規定がある。

組積造の塀（令第61条）

- 塀の高さ：1.2m以下
※昭和45年12月までは3m以下
昭和46年1月から昭和56年5月までは2m以下
- 壁の厚さ：その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上
- 控壁の間隔：4m以下
(十分な厚さがある場合を除く)
- 根入れ深さ：20cm以上
※ 昭和46年1月に追加

昭和56年6月の改正内容
(その他の規定は昭和46年1月施行)

- 塀の高さ 3m以下 → 2.2m以下
- 控壁の間隔 3.2m以下 → 3.4m以下
- 縦筋末端の定着仕様
(鉄筋径の40倍以上の定着を追加)

耐震改修促進法の基本方針(抜粋)

平成18年1月25日国土交通省告示第184号(最終改正平成28年3月25日国土交通省告示第529号)

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(抄)

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、**ブロック塀の倒壊防止**、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。(後略)

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(前略) また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や**危険なブロック塀の改修・撤去等の取組**を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

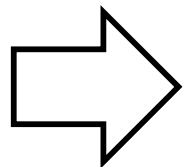
(前略) また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や**危険なブロック塀の改修・撤去等の取組**を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

ブロック塀対策について、効果促進事業の枠組みを通じて地方公共団体を支援

住宅・社会資本の整備

基幹事業(A事業)(社会資本整備総合交付金)

- 道路 ○港湾 ○河川 ○砂防
- 下水道 ○海岸 ○広域連携 ○都市公園
- 市街地 ○住宅 ○住環境整備 等

基幹事業(A事業)(防災・安全交付金)

○防災・減災、安全に資する社会資本整備事業

・インフラ老朽化対策
例)橋梁・トンネルの補修



・事前防災・減災対策
例)河川堤防の緊急対策



・生活空間の安全確保
例)通学路の交通安全対策



関連社会資本整備事業(B事業)

基幹事業に関連する

○各種
「社会資本整備事業」
(社会資本整備重点計画法)

○「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業(C事業)

○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

○全体事業費の2割目途

(社会資本整備総合交付金の例)

- ・アーケードモールの設置・撤去
- ・観光案内情報板の整備
- ・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…)
- ・計画検討(無電柱化、観光振興…)

(防災・安全交付金の例)

- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施
- ・防犯灯、防犯カメラの整備 等

例)ハザードマップ作成・活用



例)水防訓練の実施



ブロック塀の撤去等に対する支援

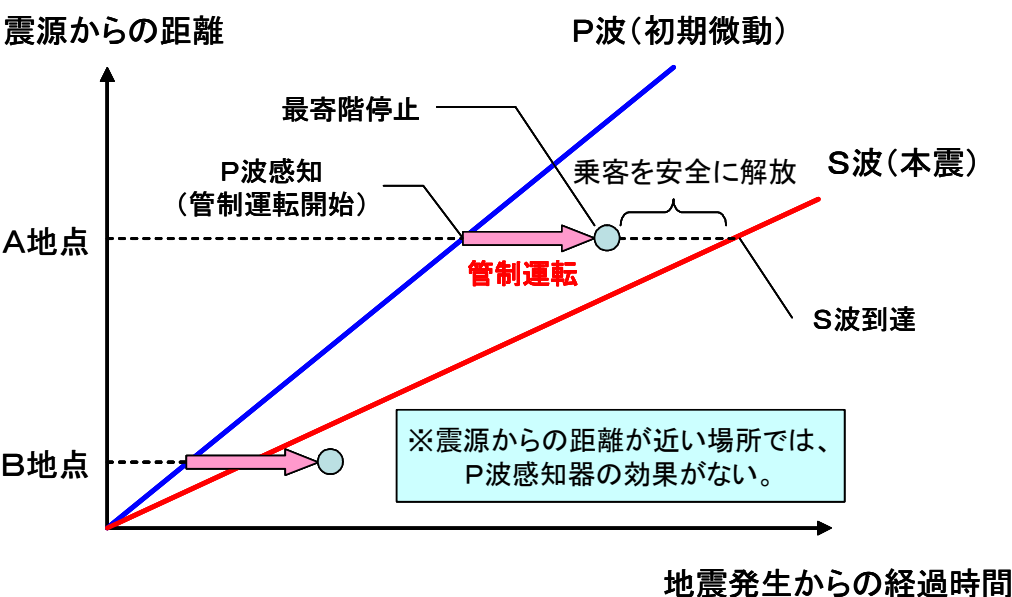
防災・安全交付金等(効果促進事業)を活用したブロック塀の撤去等に対する支援の例

都道府県	市町村名	支援対象	補助金額	補助限度額
宮城県	仙台市	撤去	工事費または4,000円/㎡(高齢者の場合5,000円/㎡)の低い方の額	150,000円
山形県	酒田市	撤去 改修	工事費の1/2または4,000円/㎡の低い方の額	80,000円
静岡県	静岡市	①撤去 ②新設	①見積金額または8,900円/mの低い方の1/2 ②見積金額または38,400円/mの低い方の1/2	①100,000円 ②250,000円
愛知県	名古屋市	撤去	①木造住宅密集地域4地区以外は、工事費の1/2以内または6,000円/mの低い方 ②木造住宅密集地域4地区は、工事費の3/4以内または9,000円/mの低い方	①100,000円 ②150,000円
高知県	高知市	撤去 新設	限度額以内の場合は全額補助	205,000円

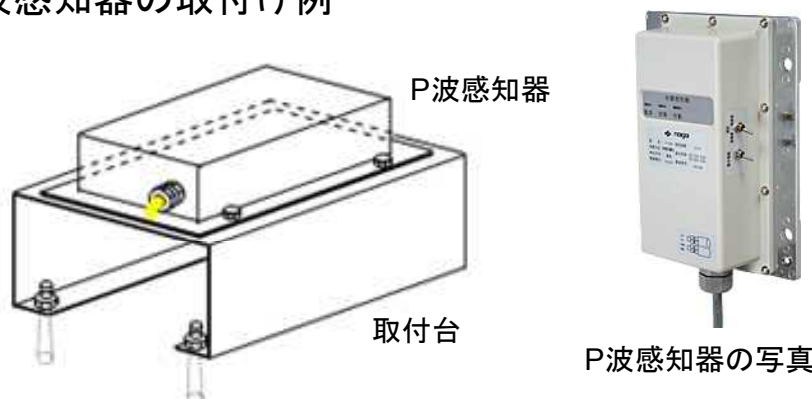
地震時等管制運転装置

- S波(本震)の前にP波(初期微動)を感知し、S波(本震)が到達する前に早期にエレベーターを管制運転させることによって、最寄階に着床・停止させ、乗客の閉じ込めを防止する安全装置
- 改正建築基準法施行令(平成21年9月28日施行)により設置を義務付け(令129条の10第3項第2号)

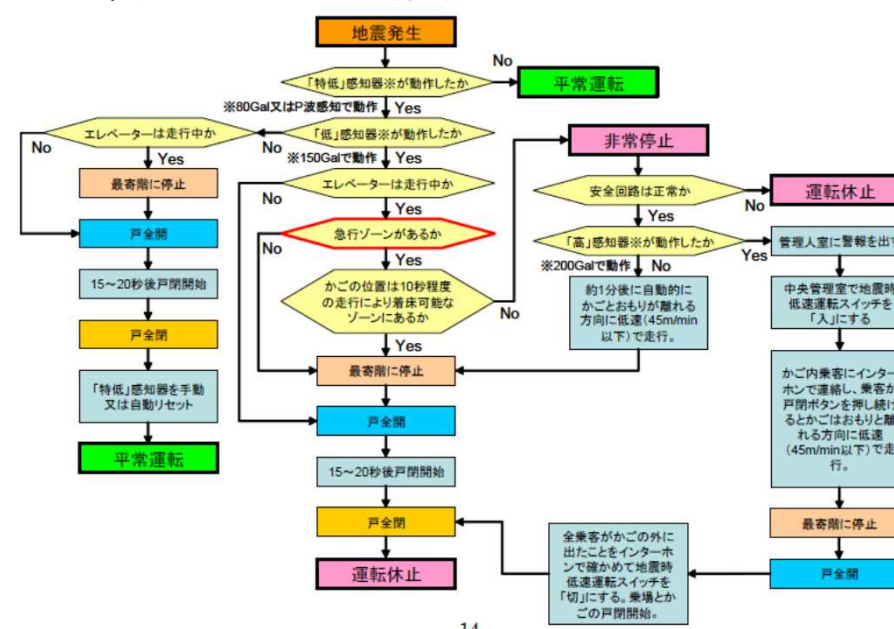
■P波・S波と管制運転の関係



■P波感知器の取付け例



■運転フローチャート(例)



■エレベーター安全装置設置済みのマーク表示制度

一般の利用者にとって地震時等管制運転装置が設置されているエレベーターかどうか容易にわかるマークをエレベーター内の見やすい場所に表示する任意制度を平成24年8月より運用を開始。



エレベーター復旧の優先順位について

○エレベーター業界では一定の高層住宅や災害弱者の利用する建物を配慮し、下表のような**優先順位**で可能な限り円滑な救出、復旧に努めている。

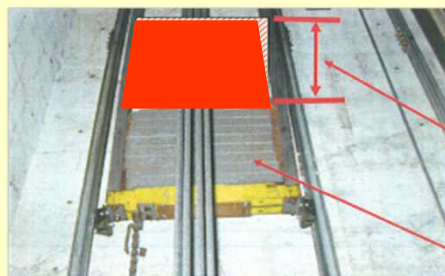
優先順位	対応内容	建物種別	理由等
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物	閉じ込め救出を最優先
2	停止したエレベーターの復旧	病院等、弱者が利用する建物	けが人等の対応が急増する建物
3		公共性の高い建物	各行政から災害対策本部等に指定される建物
4		高層住宅 (地上高さ概ね60m以上)	一般の建物と比較し、生活に大きな支障の起こる可能性が高い建物
5		一般の建物	

昇降機の地震等に対する脱落対策等

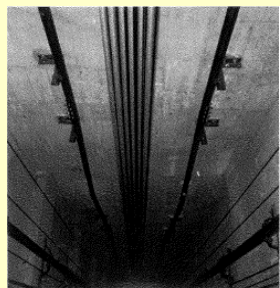
エレベーターの地震対策について（改正政省令H25.7.12公布、告示H25.10.29公布、H26.4.1施行）

- 東日本大震災において、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生したことを踏まえ、地震その他の震動に対する釣合おもりの脱落防止並びに主要な支持部分の構造上の安全性に関する政令等を改正。
- これまでエレベーターの地震対策は、かご・釣合おもり枠の脱レール防止、主索の外れ防止、駆動装置・制動機の転倒防止等について規定されてきたが、釣合おもりの脱落防止、主要な支持部分の地震に対する構造上の安全性に関する規定はなかった。

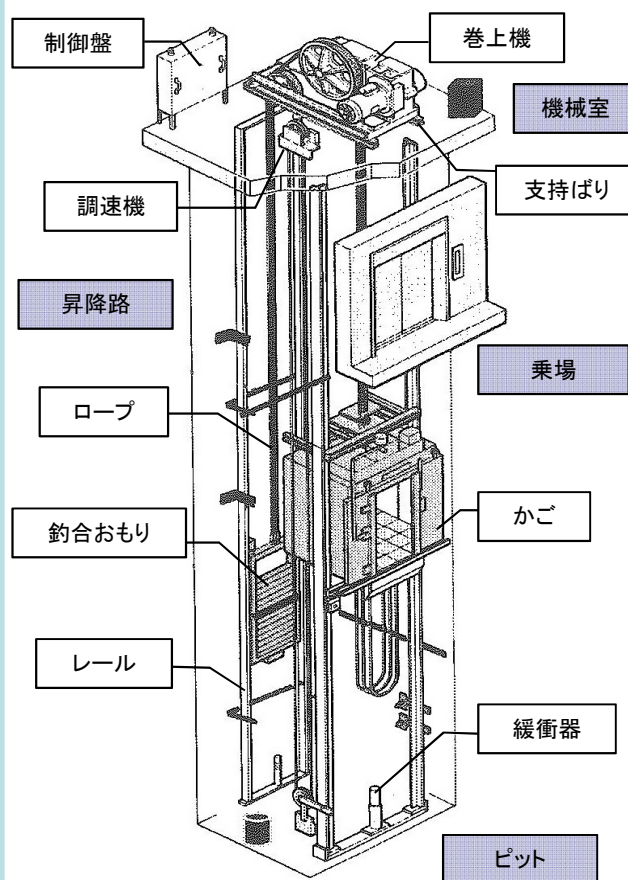
釣合おもりの脱落事例



レール変形事例

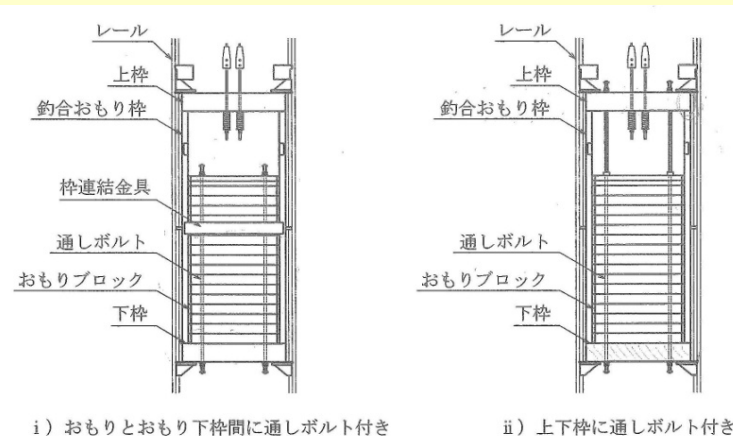


ロープ式エレベーターの構造



◇釣合おもりの脱落防止を規定

釣合おもりが脱落しない構造方法の例



◇主要な支持部分の地震に対する構造計算の基準を規定

主要な支持部分：エレベーターのかごを支え、
又は吊る構造上主要な部分
【例】レール（レール支持部材を含む）、
支持ばり、プランジャー、シリンダーなど

補助内容

「釣合おもりの脱落防止対策」「主要な支持部分の構造」は平成26年度から新規拡充

補助対象

既設エレベーターの防災対策改修（P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置及び釣合おもりの脱落防止対策、主要な支持部分の構造）

エレベーターの防災対策改修

P波感知型地震時管制運転装置の設置

地震動を感知する装置

震源からの距離

初期微動（P波）
・振動エネルギー：小
・伝達速度：速い

本震到達

本震（S波）
・振動エネルギー：大
・伝達速度：遅い

地震発生

時間

P波を感知し、最寄り階に自動運転し、乗客をエレベーター外に避難させる。

主要機器の耐震補強措置

（綱車からのロープの（昇降路内突出物へのロープはすれ防止措置の例）等の絡まり防止措置の例）

戸開走行保護装置の設置

（待機型ブレーキを追加する場合の例）

通常のブレーキ

通常のブレーキとは別系統により戸開走行時に作動する2つ目のブレーキ

巻上機

メインロープ

駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入り口の戸が閉じる前にかごが昇降することを防ぐ

釣合おもりの脱落防止対策

平成26年度拡充

レール

上枠

釣合おもり枠

枠連結金具

通しボルト

おもりブロック

下枠

……… 釣合おもりに通しボルトや枠連結金具を設置した事例

主要な支持部分の構造

平成26年度拡充

「主要な支持部分」エレベーターのかごを支え、又は構造上主要な部分

【例】レール（レール支持部材を含む）、支持ばり、ブランジャー、シリンドラーなど

昇降路内のレールの変形事例

補助要件

建築物の要件：一定の区域内の1,000㎡以上かつ3階以上の耐火又は準耐火建築物のうち、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定建築物で、修繕項目にエレベーター、エスカレーターが規定された長期修繕計画又は維持保全計画を作成している建築物に設置されたもの

補助率等

補助率：11.5%（国費）（補助対象限度額：514万円／台）

※ 構造躯体とエレベーターの耐震改修と併せて工事を行う場合（補助対象限度額：360万円／台を加算）

平成 30 年 6 月 21 日

住宅局建築指導課

建築物の既設の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検について

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、塀の安全対策については、学校の塀に限らず、広く一般の建築物を対象に、建築物の既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成するとともに、特定行政庁に対し、所有者等に向けて、以下 2 点を注意喚起するよう要請しました。

①このチェックポイントを用いて安全点検を行うこと

②安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・撤去等が必要となること

併せて、国土交通省では、関係業界に対し、所有者等からの診断等の依頼に適切に対応するよう依頼しております。

国土交通省としては、建築物の既設の塀については、今回の措置のほか、既に以下の取り組みを進めているところです。

- ・ 学校の塀について、特定行政庁に対し、学校設置者が行う安全点検に対し連携して対応するよう要請（6 月 19 日付）。
- ・ 大阪北部を震源とする地震にかかる被災建築物応急危険度判定において、地方公共団体に対し、塀のひび割れや傾き等に特に留意して実施するように通知（6 月 20 日付）。国土交通省としても、高槻市からの要請を受け、TEC-FORCE の派遣により支援しているところ。

※ チェックポイントは、国土交通省 HP

(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>) に掲載します。

※ 所有者等からのお問い合わせ先は、建築基準に関することは建築行政を所管する各特定行政庁、専門家への相談については建築士関係団体等となります。連絡先については、上記の国土交通省 HP に掲載します。

【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 建築指導課 松本・青木・中村

電話：03-5253-8111（内線 39532、39536、39528）、03-5253-8514（直通）

Fax：03-5253-1630

国住指第1130号
平成30年6月21日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の既設の塀の安全点検について

平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、既に6月19日国住指第1092号「学校における既設の塀の安全対策について」により、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組んでいただいているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

これを参考に、学校に限らず、既存の塀について、所有者等に下記の通り安全点検するよう、注意喚起をお願いします。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくをお願いします。

記

1. 塀の所有者等への注意喚起について

国土交通省において作成した別紙1のチェックポイントについて、広くホームページや広報紙等を通じて所有者等に周知するとともに、別紙2を参考に、所有者等からの問い合わせに対応願います。なお、所有者等に対する周知の際には、安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等及び補修、撤去等が必要である旨注意喚起願います。

なお、チェックポイントについては国土交通省ホームページ
(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>) に掲載しています。

2. 関係団体の協力

当職より、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会に協力をお願いしているところであるので申し添えます。

別紙1

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

☐ 1. 塀は高すぎないか
 ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

☐ 2. 塀の厚さは十分か
 ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）

☐ 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
 ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

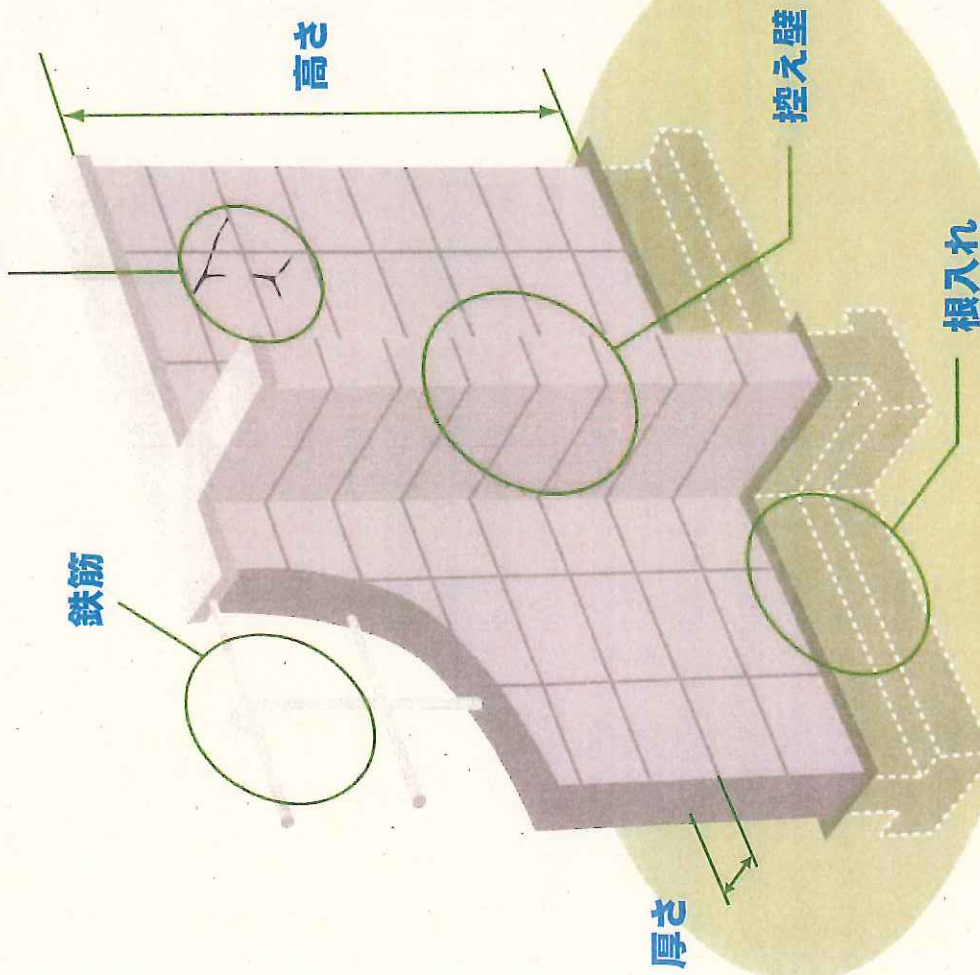
☐ 4. 基礎があるか
 ・コンクリートの基礎があるか。

☐ 5. 塀は健全か
 ・塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞

☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）



組構造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞

- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

(別紙2)

＜第一段階：外観に基づく点検＞

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm < 高さ 2m 超は 15cm > 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

＜第二段階：ブロック内部の診断＞

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。
- 三 長さ 4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15センチメートル（高さ 2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは 30センチメートル以上とすること。

国住指第1131号
平成30年6月21日

公益社団法人日本建築士会連合会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の既設の塀の安全点検について

国土交通省では、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、6月19日に国住指第1092号「学校における既設の塀の安全対策について」を発出し、都道府県建築行政主務部長に対し、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組むよう依頼しているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載するとともに、6月21日には国住指第1130号により、学校に限らず、既存の塀について安全点検するよう、特定行政庁に所有者等への注意喚起をお願いしたところです。

つきましては、特定行政庁向けの通知内容を別添のとおりお知らせしますので、貴団体におかれても、塀の診断等の依頼に協力いただきたく、会員への周知をお願いします。

国住指第1131号
平成30年6月21日

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の既設の塀の安全点検について

国土交通省では、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、6月19日に国住指第1092号「学校における既設の塀の安全対策について」を発出し、都道府県建築行政主務部長に対し、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組むよう依頼しているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載するとともに、6月21日には国住指第1130号により、学校に限らず、既存の塀について安全点検するよう、特定行政庁に所有者等への注意喚起をお願いしたところです。

つきましては、特定行政庁向けの通知内容を別添のとおりお知らせしますので、貴団体におかれても、塀の診断等の依頼に協力いただきたく、会員への周知をお願いします。

国住指第1131号
平成30年6月21日

公益社団法人日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の既設の塀の安全点検について

国土交通省では、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、6月19日に国住指第1092号「学校における既設の塀の安全対策について」を発出し、都道府県建築行政主務部長に対し、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組むよう依頼しているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載するとともに、6月21日には国住指第1130号により、学校に限らず、既存の塀について安全点検するよう、特定行政庁に所有者等への注意喚起をお願いしたところです。

つきましては、特定行政庁向けの通知内容を別添のとおりお知らせしますので、貴団体におかれても、塀の診断等の依頼に協力いただきたく、会員への周知をお願いします。

国住指第1132号
平成30年6月21日

一般社団法人住宅生産団体連合会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築物の既設の塀の安全点検について

国土交通省では、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、6月19日に国住指第1092号「学校における既設の塀の安全対策について」を発出し、都道府県建築行政主務部長に対し、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組むよう依頼しているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載するとともに、6月21日には国住指第1130号により、学校に限らず、既存の塀について安全点検するよう、特定行政庁に所有者等への注意喚起をお願いしたところです。

つきましては、特定行政庁向けの通知内容を別添のとおりお知らせしますので、この件に関し依頼等があった場合には適切に対応して頂くようお願い致します。あわせて貴団体の会員企業に対して周知をお願い致します。

事 務 連 絡

平成30年6月21日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建築物の既設の塀の安全点検について

国土交通省では、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害を受け、6月19日に国住指第1092号「学校における既設の塀の安全対策について」を発出し、都道府県建築行政主務部長に対し、教育部局と連携して、学校における既設の塀の安全点検に取り組むよう依頼しているところです。

また、国土交通省においては、既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを作成し、ホームページに掲載するとともに、6月21日には国住指第1130号により、学校に限らず、既存の塀について安全確認するよう、特定行政庁に所有者等への注意喚起をお願いしたところです。

つきましては、特定行政庁向けの通知内容を別添のとおりお知らせしますので、この件に関し依頼等があった場合には適切に対応して頂くようお願い致します。あわせて貴団体傘下の建設業者に対して周知をお願い致します。

国住指 第1092号

平成30年6月19日

都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

学校における既設の塀の安全対策について

平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする地震により塀が倒壊し、2人の犠牲者が出たことについては誠に遺憾です。

この地震による被害を受け、内閣総理大臣より、災害発生時の学校の安全確保について指示があったことを踏まえ、学校設置者において、学校の安全点検について行うこととしておりますので、下記のとおり取り組み方宜しくをお願いします。

なお、文部科学省から教育部局には別紙のとおり通知されているので参考までに送付します。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくをお願いします。

記

塀の安全点検については、学校設置者において、対象となる学校の組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀を対象に行うこととしており、教育部局等と情報共有を図るとともに、連携して取り組むこと。

① 対象となる学校

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

② 点検の方法

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき実施すること。

(参考)

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）（抜粋）

調査項目	判定基準
ブロック塀等の耐震対策の状況	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないこと。
ブロック塀等の劣化・損傷の状況	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。

国住指第1094号
平成30年6月20日

滋賀県 土木交通部長
京都府 建設交通部長
大阪府 住宅まちづくり部長
兵庫県 県土整備部長
奈良県 県土マネジメント部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

被災建築物の応急危険度判定における補強コンクリートブロック塀等の調査の徹底について

既存建築物の防災対策については、従来からご尽力頂いているところでございますが、去る6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震において建築物に附属する塀が倒壊し、貴重な人命が失われたことは誠に遺憾です。

余震等による二次的災害の拡大を未然に防止するためには、被災した市区町村において、応急的に損傷した建築物の危険性を判定して情報提供する応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することが極めて重要であり、国土交通省としても、必要に応じてTEC-FORCE派遣による支援を行うとともに、多数の都道府県の応援が必要となった場合には広域支援体制の整備を支援することとしています。

今回の地震により被害を受けた地域における応急危険度判定の実施に際しては、複数のコンクリートブロック塀の倒壊が発生していることを踏まえ、特に下記の事項に留意しつつ実施するよう判定士に依頼し、危険性がある場合には建物利用者や通行人に注意喚起することを通じ、被災した建築物(附属する塀を含む。)の余震等による崩壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保頂きますようお願いいたします。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁にもこの旨周知方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 被災建築物に附属する高さ1.2mを超える補強コンクリートブロック造の塀又は組積造の塀(以下「塀」という。)がある場合、ひび割れや傾き等の状態を確認すること
- (2) 塀が傾いていることなどにより、当該塀が危険な状態にあると判断される場合は、応急危険度判定調査表の「3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」中の「⑦その他」の欄において、その危険度に応じて「要注意(Bランク)」あるいは「危険(Cランク)」として記載すること
- (3) 塀に関し、安全上注意が必要な場合は、調査表のコメント欄にその旨を記入し、実施本部を通じ災害対策本部に報告すること